

4月から 市の組織が変わります

第5次越谷市総合振興計画後期基本計画の着実な推進を図るとともに、効率的かつ効果的な業務執行体制とするため、組織の一部を変更します。市民の皆さんの暮らしに関わる主な部署の概要を紹介します。
 問 行政管理課 ☎963-9313、☎5651 庁舎管理課 ☎963-9134、☎5647

部・課所名	執務場所	担当事務	
危機管理室	本庁舎3階	危機管理、防犯、交通安全など	
市民協働部	市民活動支援課	本庁舎3階	市民参加・協働、地区センター、国際化推進など
	スポーツ振興課	第三庁舎3階	スポーツ・レクリエーション、体育施設など
	市民相談課	本庁舎3階	消費生活、市民相談、広聴など
	市民課	本庁舎1階	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカードなど
	北部・南部出張所	同左	戸籍、住民基本台帳、課税証明書等の証明書発行など
高齢介護部	高齢福祉課	第二庁舎1階	地域共生社会の推進、老人福祉センター、きらぽなど
	地域包括ケア課		地域包括支援センター、介護予防など

部・課所名	執務場所	担当事務	
高齢介護部	介護保険課	第二庁舎1階	介護保険制度、指定介護保険サービス事業者の指定など
	子ども政策課	第二庁舎2階	子ども政策の企画調整、こどもの居場所づくり、青少年の健全育成など
子ども福祉課	児童手当、子ども医療費、障がい児に対する支援など		
子ども家庭部	子ども家庭センター	第二庁舎2階	子どもに関する相談、母子健康手帳の交付、新生児訪問、妊婦支援給付金など
		保健センター1階	乳幼児健康診査、母親・両親学級、乳幼児育児・栄養相談など
	保育支援課	第二庁舎2階	保育施設への入所、こども誰でも通園制度など
保育施設課	公立保育所の管理、学童保育室の利用など		



4月1日(水)から

16歳以上が対象

自転車の反則行為に青切符導入

自転車による事故の増加と歩行者等への危険な運転の抑制を目的に交通反則通告制度が自転車に適用されます。
 基本的には悪質・危険な反則行為が取締りの対象となります。
 問 危機管理室 ☎963-9185、☎115941

青切符と赤切符(刑事手続き)の違い(フロー図)

青切符

検挙 → 青切符の交付 → 7日以内 → 反則金の仮納付 → 仮納付をしなかった場合、交通反則通告センターに出頭 → 反則金の納付 → 終了

※ 期日までの納付がない場合 刑事手続きに移行

・青切符の交付後7日以内に、銀行や郵便局へ指定の納付書で納付します。納付した場合、刑事手続きにならず、前科はつきません。
 ・仮納付を忘れてしまった場合、交通反則通告センターに出頭した場合、刑事手続きにはなりません。

赤切符

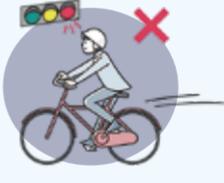
検挙 → 違反現場での手続き → 検察官が起訴 → 出頭・取り調べ → 裁判 → 有罪判決 → 罰金の納付等 → 終了

・青切符に記載のある反則行為でも、交通事故の原因となるような行為、悪質または危険な違反であったときは赤切符(刑事手続き)の対象となります。
 ・赤切符手続き後、裁判で有罪となると前科が付きまます。

反則行為と反則金の一例



携帯電話の使用等
(反則金：1万2,000円)



信号無視
(反則金：6,000円)

- ・遮断踏切立ち入り (反則金：7,000円)
- ・車道の右側通行 (反則金：6,000円)
- ・一時不停止、イヤホンの使用、無灯火 (反則金：5,000円)
- ・二人乗り、並進 (反則金：3,000円)

さらに詳しい情報は以下の二次元コードをご覧ください



警察庁ホームページ



警察庁YouTube



埼玉県ホームページ



街頭防犯カメラ300台を増設

市民が住みよい安全で安心なまちづくりを進めるため、市内での街頭犯罪等を防止し、子どもたちの安全を見守るため、令和7年度に市内全域に300台の街頭防犯カメラを増設しました。
 問 危機管理室 ☎963-9185、☎114047

運用 下記のとおり

- 街頭防犯カメラは24時間監視するものではなく、捜査機関等から照会があった場合のみ、映像を提供します。
- カメラの映像に玄関や窓等が映り込まないように調整し、映り込みが発生した場合はマスキング処理を行いました。

防犯カメラの設置に併せて、路面シートと電柱表示を整備しました。

防犯カメラ Q&A

Q. 防犯カメラの設置場所はどのように決めたのか。
 A. 越谷警察署の意見や市内の小中学校からのご意見・ご要望を参考に決定しました。

Q. 防犯カメラの管理は誰がするのか。
 A. 市が行います。

Q. 防犯カメラの映像を見たいが、市に連絡すれば見られるのか。
 A. 通行人等の個人情報が含まれているため、見ることはできません。

4月6日(日)～15日(水)

春の全国交通安全運動

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、市内の各駅等において交通安全の啓発活動を行います。4月は新入学、新入園の時期です。新入学児童等が安全に通学、通園できるよう、また自分自身も交通事故に遭わない、起こさないよう交通ルールを守りましょう。
 問 危機管理室 ☎963-9185、☎117407

出発式

日時 4月4日(土)10:30から

会場 イオンレイクタウンkaze1階 翼の広場

内容 式典、交通安全宣言、啓発活動など

